

# ○航空生理訓練及び飛行適応検査の実施に関する達

昭和43年2月21日 航空自衛隊達第7号

航空幕僚長 空将 大室 孟

改正	昭和44年4月1日	航空自衛隊達第9号	平成2年5月31日	航空自衛隊達第23号
	昭和44年7月18日	航空自衛隊達第30号	平成4年9月29日	航空自衛隊達第45号
	昭和45年9月18日	航空自衛隊達第21号	平成5年1月13日	航空自衛隊達第1号
	昭和47年10月11日	航空自衛隊達第34号	平成5年7月16日	航空自衛隊達第24号
	昭和47年12月14日	航空自衛隊達第38号	平成5年11月26日	航空自衛隊達第42号
	昭和48年8月15日	航空自衛隊達第16号	平成6年6月29日	航空自衛隊達第27号
	昭和49年4月11日	航空自衛隊達第10号	平成10年6月12日	航空自衛隊達第14号
	昭和49年12月27日	航空自衛隊達第42号	平成12年12月11日	航空自衛隊達第53号
	昭和52年2月8日	航空自衛隊達第2号	平成12年12月14日	航空自衛隊達第57号
	昭和52年11月4日	航空自衛隊達第21号	平成14年10月11日	航空自衛隊達第22号
	昭和53年2月27日	航空自衛隊達第3号	平成15年7月30日	航空自衛隊達第32号
	昭和54年2月20日	航空自衛隊達第4号	平成18年3月24日	航空自衛隊達第14号
	昭和54年8月3日	航空自衛隊達第19号	平成18年7月26日	航空自衛隊達第35号
	昭和58年1月13日	航空自衛隊達第3号	平成19年8月31日	航空自衛隊達第39号
	昭和59年4月11日	航空自衛隊達第12号	平成21年7月29日	航空自衛隊達第24号
	昭和59年6月30日	航空自衛隊達第19号	平成21年11月26日	航空自衛隊達第40号
	昭和60年4月15日	航空自衛隊達第14号	平成25年4月22日	航空自衛隊達第41号
	昭和62年5月21日	航空自衛隊達第24号		

航空生理訓練及び飛行適応検査の実施に関する達を次のように定める。

航空生理訓練及び飛行適応検査の実施に関する達（登録報告）（登録外報告）

## 目次

### 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第2章 航空生理訓練

#### 第1節 訓練の目的、区分、被訓練者等（第3条—第5条）

#### 第2節 訓練課目の担当（第6条—第9条）

#### 第3節 訓練の実施（第10条—第14条）

第4節 訓練の修了証明（第15条―第18条）

第5節 部外者の訓練（第19条―第21条）

第3章 飛行適応検査（第22条―第26条）

第4章 報告及び記録（第27条―第31条）

第5章 雑則（第32条―第34条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この達は、航空自衛隊における航空生理訓練及び飛行適応検査の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この達において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 部隊等 編制部隊並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関及び地方機関並びに航空幕僚監部をいう。
- （2） 低圧訓練担当部隊 低圧訓練装置又は瞬間減圧装置を保有する部隊をいう。
- （3） 航空機 酸素装置又は与圧装置を有する航空機をいう。

第2章 航空生理訓練

第1節 訓練の目的、区分、被訓練者等

（訓練の目的）

第3条 航空生理訓練（以下「訓練」という。）は、航空機にとう乗する者に対し、飛行の人体に及ぼす影響及び高高度飛行に対処する方法を教育して飛行任務中における心身機能の効果的な維持及び発揮を可能ならしめることにより、飛行安全に寄与することを目的とする。

(訓練の区分、被訓練者等及び訓練担当部隊)

第4条 訓練は、次表の左欄のとおり区分し、当該訓練の被訓練者等は中欄に、訓練担当部隊は右欄に掲げるとおりとする。

訓練の区分		被訓練者等		訓練担当部隊
		被訓練者	訓練実施時期	
一般航空生理訓練	基本訓練Ⅰ	初級操縦課程に入校する者	飛行準備課程修中	航空医学実験隊
	基本訓練Ⅱ	航空機の乗組員（操縦者を除く。）	新たに乗組員となる者が（操縦者を除く。）乗組配置につく前	低圧訓練装置保有部隊
	定期訓練	航空機の乗組員	前回の定期訓練から4年9か月後から5年までの間	同上
	同乗者訓練	10,000 フィート以上を飛行する航空機に同乗するもの。ただし、複座機以外の航空機に乗客として搭乗する者を除く。	航空機に搭乗するまでの間	同上

2 航空幕僚長は、前項の被訓練者のほか、特に必要と認める者については、訓練を受けさせるものとし、その場合の訓練の区分、実施時期等についてはその都度示すものとする。

(訓練課目等)

第5条 前条に掲げる訓練の訓練課目並びにその訓練項目及び項目別訓練時間は、別表のとおりとする。ただし、訓練証を更新する場合の訓練にあつては、航空生理学等の訓練項目の一部を省略することができる。

2 前項により訓練項目の一部を省略する場合の省略の範囲は、次条に定める低圧訓練担当部隊の長が定めるものとする。

## 第2節 訓練課目の担当

(訓練課目の担当)

第6条 訓練課目の担当は、次のとおりとする。

(1) 航空生理学等

ア 別表に定める訓練項目(1)から(8)まで並びに(12)及び(13)は、次条第1項に規定する低圧室要員の資格要件に該当する幹部隊員が担当するものとする。

イ 前ア以外の訓練項目については、次条第1項に規定する低圧要員の資格要件に該当する隊員が担当するものとする。

(2) 低圧室飛行

第4条の表に定める訓練担当部隊の長とする。

(3) 夜間視

航空医学実験隊司令とする。

(4) 射出座席

航空医学実験隊司令とする。

(低圧室要員等の指定等)

第7条 低圧訓練担当部隊の長は、次の各号の一に該当する者から訓練を担当する者(以下「低圧室要員」という。)を指定するものとする。

(1) 航空自衛隊の基本教育に関する達(昭和41年航空自衛隊達第18号)別表第4に定める衛生幹部課程又は同達別表第5(その2)に定める航空生理訓練要員(曹士)講習を修了し、かつ、別に示す身体検査に合格している者

(2) 前号と同等の知識を有し、かつ、前号の身体検査に合格している者

(3) 航空幕僚長が特に指定した者

2 低圧訓練担当部隊の長は、前項の指定者の中から訓練の実務を指揮及び監督する訓練主務者を命ずるものとする。

(低圧室要員の健康診断等)

第8条 低圧訓練担当部隊の長は、低圧室要員に対し、航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年航空自衛隊達第26号）に定める健康診断を行なうものとする。

(低圧室要員の勤務等の制限)

第9条 低圧訓練担当部隊の長は、低圧室要員の健康管理のため1週間の低圧室内勤務の回数は5回以内に制限するものとし、その間隔は、次表を基準とする。ただし、航空医官又は航空身体検査判定官（航空医官及び航空身体検査判定官に関する達（平成5年航空自衛隊達第24号）に定める航空医官又は航空身体検査判定官をいう。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではない。

低 圧 室 飛 行 の 態 様	実施間隔
高度 30,000 フィート以上	24 時間以上
高度 40,000 フィート以上	48 時間以上
高度 10,000 フィート以下から 20,000 フィート以上への急降圧	24 時間以上

2 低圧訓練担当部隊等の長は、低圧室要員が低圧室内に勤務した場合には、勤務後12時間は過激な勤務、運動等をさせてはならない。

### 第3節 訓練の実施

(訓練の実施責任)

第10条 部隊等の長は、第4条に規定する被訓練者で、かつ、第12条の身体検査において適又は準適と判定された者について、訓練を実施するものとする。

(低圧室飛行の訓練計画)

第 11 条 低圧訓練担当部隊の長は、訓練課目低圧室飛行についての訓練項目、被訓練者数及びその他必要とする事項を含む年度別及び各四半期別の訓練計画を作成するものとする。

2 訓練主務者は、前項の訓練計画に基づき月ごとの細部計画を作成するものとする。

3 部隊等の長は、訓練を受けようとする日の 25 日前までに別紙様式第 1 により次条に規定する低圧室飛行前身体検査表を添付して、原則として最寄りの訓練担当部隊長に依頼するものとする。

(被訓練者の身体検査)

第 12 条 部隊等の長は、訓練課目低圧室飛行の被訓練者について、当該訓練の実施前 6 ヶ月以内に次の各号に掲げる検診項目の身体検査を行なうものとする。ただし、当該者が当該期間内に他の健康診断により同一の検診項目の診断を受けている場合には、当該検診項目の検査は省略することができる。

- (1) 耳鼻、咽喉、口腔及び眼全般
- (2) 呼吸器系統及び循環系統（血圧測定を含む。）
- (3) 腹部系統及び内臓系統（尿検査を含む。）
- (4) 精神神経系統

2 前項の身体検査の判定は、航空医官又は航空身体検査判定官が次の各号に定める区分により行うものとする。

- (1) 適 疾患が認められず健康である者又は疾患はあるがきわめて軽微で特に機能障害を伴わない者
- (2) 準適 疾患が軽度で、かつ、その疾患が悪化するおそれがなく訓練を行なっても支障がないと認められる者
- (3) 不適 前各号以外の者

3 判定官は、身体検査の判定結果（第1項ただし書きに定める省略の場合を含む。）を別紙様式第2に定める低圧室飛行前身体検査表に記録するものとする。

（被訓練者の勤務制限）

第13条 部隊等の長は、訓練課目低圧室飛行の訓練を受ける者について訓練の前後12時間は、航空機への搭乗（航空自衛隊輸送規則（昭和52年航空自衛隊達第16号）第3条第4号に掲げる輸送機に同乗する場合を除く。）又は過激な勤務、運動等をさせてはならない。

2 部隊等の長は5メートル以上の潜水実施者に対して、潜水後12時間は、低圧室飛行を実施させてはならない。

（訓練の実施要領）

第14条 訓練の実施要領は、別冊「航空生理訓練実施要領」に規定するところによる。

#### 第4節 訓練の修了証明

（訓練修了証明等）

第15条 低圧訓練担当部隊の長は、訓練が修了した場合に、その証明として別紙様式第3に定める低圧訓練証（以下「訓練証」という。）を発行し、被訓練者に交付するものとする。

（訓練証の有効期間）

第16条 訓練証の有効期間は、訓練修了日から5年とする。ただし、訓練証の発効日において満40歳以上の者で、かつ、4回以上訓練（この発行のための訓練を含む。）を修了したものの有効期間は、定めないものとする。

2 継続して訓練証を交付されるものの有効期間は、前項の規定にかかわらず、継続前の訓練証の有効期間の末日の翌日から起算するものとする。

（訓練証の失効）

第 16 条の 2 訓練証の有効期間中、航空機に搭乗（航空機に乗客として搭乗する場合を除く。以下この条において同じ。）した日の翌日から起算し、引き続き 3 年間航空機に搭乗しなかった者については、その日の満了をもって、訓練証の効力を失う。

（訓練証の発行手続）

第 17 条 低圧訓練担当部隊の長は、訓練証を発行するときは別紙様式第 4 に定める低圧訓練証交付台帳を備え、所要の事項を記入しなければならない。

2 低圧訓練担当部隊の長は、亡失又はき損した者から、訓練証の再発行の申請があった場合には、関係記録と照合し、確認の上再発行することができる。

（訓練証の携帯等）

第 18 条 訓練証の交付を受けた者は、航空機にとう乗する場合には、常にこれを携帯するものとし、指揮系統上上位にある者、飛行安全又は監察等の業務に従事する者、飛行承認権を有する者又は医官等から当該訓練証の提示を求められた場合には、直ちに提示しなければならない。

2 訓練証の交付を受けた者が、訓練証を亡失又はき損した場合には、その理由を付して訓練証の発行者に再発行の申請をするものとする。この場合き損した訓練証は、申請書に添付するものとする。

3 部隊等の長は、訓練証を携行しない者を航空機に搭乗させてはならない。

#### 第 5 節 部外者の訓練

（部外者の訓練）

第 19 条 航空自衛隊員以外の者（以下「部外者」という。）の訓練については、本節に規定するところによる。ただし、航空自衛隊の部隊等に勤務している部外者又は航空自衛隊の部隊等で教育を受けている部外者の訓練については、前各節の規定を準用するものとする。

（訓練の依頼等）



第20条 部外者が訓練を受けようとする場合には、内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、自衛隊情報保全隊、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局及び団体等に所属する者にあつては、その長から、それ以外の者にあつては、その者から航空幕僚長（首席衛生官気付）に依頼又は申請（以下「依頼等」という。）を行わせるものとする。

2 部隊等の長は、前項の依頼等にあつては、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書に第12条第1項に規定する検診項目についての診断書を添付して提出させるものとする。

- (1) 被訓練者の所属団体、職務、地位及び氏名（年齢）
- (2) 訓練を希望する時期及び部隊
- (3) 航空機にとう乗する理由
- (4) 被訓練者の緊急連絡先及び連絡方法
- (5) その他参考事項

3 航空幕僚長は、第1項の依頼等を受けた場合には、その内容を検討し、承認することができる。

（訓練の実施）

第21条 部外者の訓練に関する訓練担当者、訓練の区分、訓練課目等は、航空幕僚長がそのつど示すところによるものとし、訓練の実施要領については第14条の規定を準用するものとする。

2 部外者の訓練修了証明については、前節の規定を準用するものとする。

### 第3章 飛行適応検査

（検査の目的）

第22条 飛行適応検査（以下「検査」という。）は、操縦士等の高高度飛行における身体的機能及び精神的機能の適応性を医学的に評価することを目的とする。

(検査の担当)

第 23 条 検査は、低圧訓練担当部隊の長が担当するものとする。

2 検査を行う者（以下「検査官」という。）は、航空医官とし、航空医官が必要と認めた場合は補助者をつけることができる。

(受検者)

第 24 条 検査を受ける者（以下「受検者」という。）は、航空自衛隊航空身体検査規則（昭和 54 年航空自衛隊達第 19 号）第 2 条に規定する操縦士等のうち、前条の検査官が検査の必要を認める者とする。

(検査の実施)

第 25 条 部隊等の長は、前条の受検者の検査に関し、低圧訓練担当部隊の長と調整のうえ、受検者の差し出し等の受検措置をとるとともに、当該低圧訓練担当部隊の長に依頼するものとする。

2 検査は、検査官があらかじめ訓練主務者との調整により定めた上昇率、下降率、高度、時間等に基づき実施するものとし、その実施要領は訓練課目低圧室飛行の訓練に準ずるものとする。

(検査結果の利用)

第 26 条 検査の結果は、航空業務に関する医学適性の判定等に関する達（昭和 39 年航空自衛隊達第 23 号）第 5 条に規定する適否判定の参考にするものとする。

#### 第 4 章 報告及び記録

(訓練等結果の報告)

第 27 条 低圧訓練担当部隊の長は、年度の訓練及び検査（以下「訓練等」という。）の実施状況について別紙様式第 5 に定める航空生理訓練等報告書により当該年度末の翌月の 15 日までに航空幕僚長（首席衛生官気付）に報告するものとする（06-M52（D））。

(低圧室飛行停止（開始）報告等)

第 28 条 低圧訓練担当部隊の長は、低圧訓練装置の整備上の理由等又は低圧室要員の勤務上の理由等に基づき 15 日以上訓練課目低圧室飛行の訓練を停止する場合には、停止理由、停止期日、再開予定日等を、また、再開する場合には、開始日、参考事項等を速やかに航空幕僚長（首席衛生官気付）に報告（登録外報告）するとともに、関係部隊等の長に通知しなければならない。

（個人航空生理訓練記録）

第 29 条 部隊等の長は、被訓練者又は受検者が操縦士等である場合には、訓練のつど、訓練主務者に別紙様式第 6 に定める個人航空生理訓練記録に所要事項を記入させ、これを身体歴にとじ込み保管するものとする。

（低圧室飛行記録）

第 30 条 訓練主務者は、訓練課目低圧室飛行の訓練結果又は検査結果については、別紙様式第 7 に定める低圧室飛行記録に記入し、保管するものとする。

（低圧室要員業務歴）

第 31 条 低圧訓練担当部隊の長は、低圧室要員の業務実施について別紙様式第 8 に定める低圧室要員業務歴に訓練主務者をして記入し、押印させ、これに必要な証明を行なつたうえ、身体歴にとじ込み保管するものとする。

## 第 5 章 雑則

（低圧室飛行業務の相互支援）

第 32 条 低圧訓練担当部隊の長は、訓練課目低圧室飛行の訓練を停止した場合等は、業務上相互に支援するものとする。

（航空幕僚監部に勤務する者の訓練等）

第 33 条 航空幕僚監部に勤務する者の訓練等の実施に関する関係部隊の長との所要の調整等は、航空中央業務隊司令が行なうものとする。

（委任規定）

第34条 この達に定めるもののほか、この達の実施について必要な事項は部隊等の長が定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和43年3月1日から施行する。
- 2 航空生理訓練に関する達（昭和38年航空自衛隊達第49号）は、廃止する。
- 3 この達施行の際、現に従前の規定により発行されている訓練証は、同規定による有効期間中は、この達により発行されたものとみなす。
- 4 昭和43年度の年度別訓練計画に関する必要事項の第11条第3項に規定する通知の期日は、同条の規定にかかわらず昭和43年4月末日までとする。
- 5 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による別紙様式の内紙は、残存部数に限りこの達に定める別紙様式の内紙として使用することができる。

附 則（昭和44年4月1日航空自衛隊達第9号抄）

- 1 この達は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年7月18日航空自衛隊達第30号）

この達は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和45年9月18日航空自衛隊達第21号）

この達は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日航空自衛隊達第34号）

この達は、昭和47年10月11日から施行する。

附 則（昭和47年12月14日航空自衛隊達第38号）

この達は、昭和47年12月26日から施行する。

附 則（昭和48年8月15日航空自衛隊達第16号抄）

- 1 この達は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月11日航空自衛隊達第10号抄）

1 この達は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和49年12月27日航空自衛隊達第42号）

この達は、昭和50年2月15日から施行する。

附 則（昭和52年2月8日航空自衛隊達第2号）

この達は、昭和52年2月15日から施行する。

附 則（昭和52年11月4日航空自衛隊達第21号）

1 この達は、昭和52年11月4日から施行する。

2 この達の施行の際現に第1初級操縦課程を履修中の者及びこの達の施行の日までに同課程を卒業した者で航空生理訓練及び飛行適応検査の実施に関する達第4条第1項に規定する基本訓練を修了していない者に対する改正後の同項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年2月27日航空自衛隊達第3号）

この達は、昭和53年2月27日から施行する。

附 則（昭和54年2月20日航空自衛隊達第4号）

この達は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則（昭和54年8月3日航空自衛隊達第19号抄）

1 この達は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月13日航空自衛隊達第3号）

この達は、昭和58年1月13日から施行する。

附 則（昭和59年4月11日航空自衛隊達第12号）

この達は、昭和59年4月11日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日航空自衛隊達第19号）

この達は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月15日航空自衛隊達第14号）

この達は、昭和 60 年 4 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 5 月 21 日航空自衛隊達第 24 号）

- 1 この達は、昭和 62 年 5 月 21 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成 2 年 5 月 31 日航空自衛隊達第 23 号）

この達は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 9 月 29 日航空自衛隊達第 45 号）

- 1 この達は、平成 4 年 9 月 29 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成 5 年 1 月 13 日航空自衛隊達第 1 号）

この達は、平成 5 年 1 月 13 日から施行する。

附 則（平成 5 年 7 月 16 日航空自衛隊達第 24 号抄）

- 1 この達は、平成 5 年 7 月 16 日から施行する。

附 則（平成 5 年 11 月 26 日航空自衛隊達第 42 号）

- 1 この達は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。〔後略〕
- 2 〔前略〕第 28 条〔中略〕の改正規定は、この達の施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り使用することができる。

附 則（平成 6 年 6 月 29 日航空自衛隊達第 27 号）

この達は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 6 月 12 日航空自衛隊達第 14 号）

この達は、平成 10 年 6 月 12 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 11 日航空自衛隊達第 53 号）

この達は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 14 日航空自衛隊達第 57 号）

この達は、平成 12 年 12 月 14 日から施行する。

附 則（平成 14 年 10 月 11 日航空自衛隊達第 22 号抄）

- 1 この達は、平成 14 年 10 月 11 日より施行する。
- 2 この達施行の際、現に実施されている検査、その合格基準及び低圧室要員の指定並びにこれらの手続きは、なお従前の例による。
- 3 この達施行の際、現に作成、発行又は交付されている航空身体検査表、航空身体検査合格証明書及び航空生理訓練証は、改正後の相当規定に基づき作成、発行又は交付されたものとみなす。
- 4 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による航空身体検査合格証及び航空生理訓練証は、残存部数に限り所要の修正を加えて、使用することができる。

附 則（平成 15 年 7 月 30 日航空自衛隊達第 32 号）

- 1 この達は、平成 15 年 8 月 11 日から施行する。
- 2 この達施行の際、改正前の規定による航空生理訓練を修了し、既に発行された航空生理訓練証及び低圧訓練証は、発行時の有効期限に限り、なお効力を有する。
- 3 この達施行の際、改正前の規定により航空生理訓練中の者に対する航空生理訓練については、なお従前の例による。この場合、当該訓練修了による低圧訓練証の有効期間は、改正後の第 16 条の規定にかかわらず、3 年間とする。
- 4 附則第 2 項及び前項の規定によりその効力を有する航空生理訓練証及び低圧訓練証を有する者に対する第 4 条の規定による航空生理訓練を実施する時期は、なお従前の例による。
- 5 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による低圧訓練証は、残存部数に限り所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日航空自衛隊達第 14 号抄）

- 1 この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日航空自衛隊達第 35 号抄）

- 1 この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 31 日航空自衛隊達第 39 号抄）

- 1 この達は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 29 日航空自衛隊達第 24 号）

この達は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 26 日航空自衛隊達第 40 号）

この達は、平成 21 年 11 月 26 日から施行する。



別表（第5条関係）

訓練課目、訓練項目及び訓練時間

訓練課目	訓練項目	項目別訓練時間（時間）			
		基本訓練Ⅰ	基本訓練Ⅱ	定期訓練	同乗者訓練
1 航空生理学等	(1) 大気の物理的性質	1	1		0.5
	(2) 呼吸及び循環	1	1		
	(3) 低酸素症	1	1	0.5	1
	(4) 減圧症	2	1	0.5	1
	(5) 加速度	3	0.5	0.5	0.5
	(6) 視覚及び夜間視力	1			
	(7) 飛行錯覚	3		1	
	(8) 事故と不摂生	1	1	1	0.5
	(9) 脱出及び保命	2	0.5	0.5	1
	(10) 酸素装置	1	0.5		0.5
	(11) 与圧室及び急減圧	1	0.5		0.5
	(12) 加圧呼吸	1	0.5		
	(13) 騒音	1	0.5		0.5
2 低圧室飛行	(1) I型飛行	2			
	(2) II型飛行		1.5	1.5	1.5
	(3) 急減圧	0.5	0.5	0.5	0.5
3 夜間視	夜間視訓練	1			
4 射出座席	射出座席訓練	6			
計		28.5	10	6	8

注：1 低圧室飛行の訓練時間は、当該訓練実施のための前後の処理時間を含む。

2 基本訓練の加速度及び飛行錯覚は、遠心力発生装置及び空間識装置による訓練を含むこと。ただし、特別な事情により訓練が実施できない場合は、別に定めるものとする。

3 射出座席訓練の時間は、被訓練者を12名として実施する場合の基準時間を示したものである。

別紙様式第1 (第11条関係)

航空生理訓練被訓練者名簿

部隊等名

平成 年 月分

実施期日 (調整済)		平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間					
既修了の訓練 課 目		教 育 階級 氏名		担 当 者		摘 要	
No.	階 級	氏 名	年 齢	訓 練 の 区 分	身 体 検 査		摘 要
					実施期日	判 定	

- 注：1 この名簿は、実施期日ごとに作成するものとする。  
 2 摘要欄には、初回訓練か、第2回目訓練・・・の別を記入する。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第2 (第12条関係)

低圧室飛行前身体検査表


氏名		男 女	所属	階級(級)	認識番号	
配置特技		生年月日 大・昭 年 月 日		検診年月日 平成 年 月 日		検診場所
検 診 項 目			正常	異常	検 診 所 見	
1 鼻					(異常ある検診項目の所見を記入する。)	
2 副鼻腔						
3 口腔、咽喉						
4 耳全般(耳管)						
5 鼓膜(せん孔)						
6 眼全般						
7 肺、胸郭						
8 心(大きさ、心突、拍動、心音)						
9 脈管系						
10 腹部内臓						
11 直腸肛門						
12 内分泌系						
13 泌尿生殖器系						
14 神経系						
15 神経						
16 座位血圧		縮 _____		17 尿 蛋白 _____		
		拡 _____		糖 _____		
18 胸部X線写真(大きさ、撮影年月日、フィルム番号及び所見)						
19 頭部X線写真(大きさ、撮影年月日、フィルム番号、撮影方向及び所見)						
20 EEG						
検査医官等		所属		印		
		階級・氏名				
判定官意見						
判 定	適	判 定 官	所属		印	
	準適		階級			
	不適		氏名			

- 注：1 この表は、航空身体検査表をもって代用とすることができる。この場合、右上部に低圧室飛行と朱書きする。  
 2 19及び20は、必要に応じて実施するものとする。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第3 (第15条関係)

低 圧 訓 練 証

(表)

低圧訓練証 所定の低圧訓練を 修了したことを証する			
平成 年 月 日		認識番号	
低圧訓練担当部隊長名		氏名	
印		部隊の区分	訓練
		有効期限	平成 年 月 日

53  
 32  
 2  
 90  
 15  
 25  
 2

(裏)

注意事項：

- 1 この訓練証は、航空業務等に従事する場合に常に携帯すること。
- 2 この訓練証は、他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 この訓練証は、継続して3年間航空機に搭乗しなかった場合、効力を失う（達第16条の2）。
- 4 この訓練証は、有効期限が経過した場合又は効力を失った場合には、遅滞なく返納すること。

注：1 第16条ただし書により有効期間の定めがない場合、有効期限の項に黒色の二重線を引く。  
 2 用紙の色彩は桃色とし、寸法単位はミリメートルとする。

別紙様式第4（第17条関係）

低 圧 訓 練 証 交 付 台 帳

訓練証 番号	交付年月日	被 訓 練 者				訓練の区分	訓練主務者印	契 印	摘 要
		所 属	階 級	氏 名	認識番号				

- 注：1 訓練証番号は、各年度ごとの一連番号とする。
- 2 契印欄は、訓練証の契印を行う場合に使用する。
- 3 訓練証の再発行の場合には、摘要欄に再と記入する。
- 4 部外者の証明については、摘要欄に当該訓練実施に関する関連文書の発簡番号及び発簡年月日を朱書きするものとする。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、横長に使用する。

表

発簡番号  
発簡年月日

航空幕僚長 殿  
(首席衛生官気付)

部隊等長



航空生理訓練等報告書 (平成 年度分)  
(06-M52(D))

1 訓練の区分別実施状況			2 訓練項目別実施状況		
区 分	人 員 数	年度累計	区 分	飛行回数	人 員 数
基 本 I	( )	( )	I 型		
基 本 II	( )	( )	II 型		
定 期	( )	( )	急 減 圧		
同 乗 者	( )	( )	適 応 検 査		
適 応 検 査	( )	( )	H A L O		
H A L O	( )	( )			
合 計			計		

3 飛行症状発生状況

症 状	程 度				症状発生概要
	十	廿	卅	計	
(1) 耳 痛					
(2) 副 鼻 腔 痛					
(3) 腹 部 痛					
(4) 歯 痛					
(5) 関 節 痛					
(6) 胸 部 痛					
(7) 中 枢 神 經 症					
(8) 低 酸 素 症					
(9) そ の 他					

## 4 低圧室要員状況

No.	階 級	氏 名	特技番号	飛行時間(分)	異 動	備 考

注：1 記入上の留意事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 訓練の区分別実施状況

( ) 内には、部外者の数を内数として朱書きする。

(2) 飛行症状発生状況

程度は、付紙の区分により記入する。

(3) 低圧室要員状況

異動欄は異動内容及び異動期日を明らかに、また、備考欄には飛行時間が著しく多い場合又は少ない場合の理由等を記入する。

2 提出部数は、1部とする。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用する。

付紙

症 状 名		症 状 の 程 度			
		十	廿	卅	
1	耳 痛	処置を血管収縮剤で行い所定の低圧室飛行（以下この付紙において「室飛行」という。）を終えたもの。ただし、処置のためレベルフライトを行ったものを含む。	(1) 処置をポリツア球で行ったもの (2) 血管収縮剤の処置に加えて所定の飛行型式以外の室飛行を終えたもの	回復せず室飛行を中止したもの	
2	副 鼻 腔 痛				
3	腹 部 痛				35,000 フィート以上で発生したもの。ただし、軽度で所定の室飛行を終えたもの
4	歯 痛				35,000 フィート以上で発生し所定外の上昇、下降等を行い、室飛行を終えたもの
5	関 節 痛				
6	胸 部 痛				
7	中 枢 神 経 症			障害の軽重にかかわらずすべてを該当させる。	
8	低 酸 素 症	酸素吸入等の処置を行い、その回復後所定の室飛行を終えたもの、処置のためのレベルフライトを行ったものを含む。		回復せず飛行中止したもの	
9	そ の 他	処置のために一時レベルフライトを行い所定の室飛行を終えたもの	処置のために所定外の上昇、下降を行い、回復後室飛行を終えたもの		



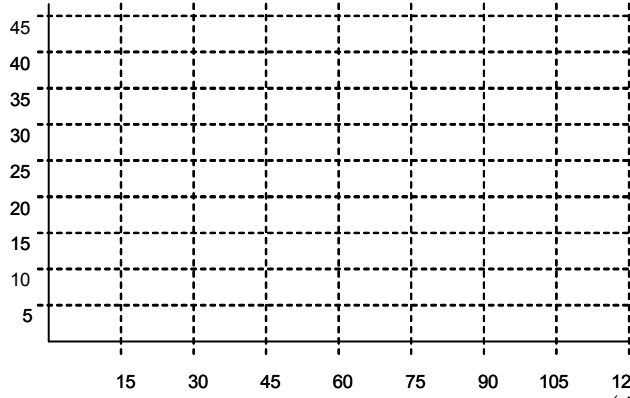
別紙様式第6 (第29条関係)

個人航空生理訓練記録

ふりがな 氏名			認 識 番 号	生 年 月 日	年 月 日生
訓 練 の 区 分	低圧訓練 担当部隊	実 施 年月日	記 事		訓 練 主 務 者 印

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第7 (第30条関係)

低 圧 室 飛 行 記 録 (その1)				訓練主務者 階級・氏名	印	低 圧 室 飛行番号				
飛行型式		訓練区分		低 圧 室 飛 行 状 況 (×1,000 F T) 開始時間： 終了時間 						
実施年月日		訓練主任								
主室操作員		副室操作員								
器材整備員		記録員								
主室室内員		副室室内員								
被 訓 練 者 状 況										
No.	氏 名	飛 行 時 間		低 圧 室 飛 行 症 状						摘 要
		3万フイ ト以上	計	症 状	程 度	発 生		回 復		
						高 度	時 間	高 度	時 間	

- 注：1 低圧室飛行番号は、各年度ごとの一連番号とする。また、低圧室飛行状況は、主室のものを実線で、副室のものを点線で記入する。
- 2 被訓練者が多数のため被訓練者状況欄に記入できない場合には、付紙様式の低圧室飛行記録 (その2) に記入するものとする。
- 3 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、横長に使用する。



別紙様式第8（第31条関係）

低 圧 室 要 員 業 務 歴					氏 名	生 年 月 日	認 識 番 号
					入 隊 年 月 日	平 成 年 月 日	配 置 年 月 日
番 号	低 圧 室 飛 行					部 隊 等 名	訓 練 主 務 者 印
	年 月 日	飛 行 型 式	飛 行 番 号	時 間 (分)	記 事		

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、横長に使用する。

また、裏面は続紙として使用するものとする。

昭和 43 年航空自衛隊達第 7 号別冊（第 14 条関係）

## 航空生理訓練実施要領

### 第 1 総説

#### 1 目的

この実施要領は、訓練り実施の細部を定めることを目的とする。

#### 2 訓練

- (1) 訓練は、本則第 4 条に定める区分ごとに本則別表に定めるところにより実施するものとする。ただし、航空生理学等の訓練項目については、各項目ごとに 20 パーセントの訓練時間の増減を行うことができる。
- (2) 本則第 5 条の規定により、訓練項目の一部を省略する場合には、その状況を明らかにしておくものとする。
- (3) 低圧室要員は、訓練の実施の成否が飛行安全に影響することを考慮し、その任務の重要性を認識するとともに、訓練の効率性及び安全性に留意するものとする。
- (4) 本則第 4 条第 2 項該当者の訓練の訓練課目については、その都度示すところによる。

### 第 2 航空生理学等

#### 1 課目のねらい

訓練項目別の主要教育事項を理解させ、低圧室飛行で必要とする航空生理学等に関する知識を修得させる。

#### 2 実施担当者

本則第 6 条に規定するところによる。

#### 3 実施場所

30 名以内を収容できる小教室とする。

#### 4 準備事項

教材の作成及び16ミリフィルム、スライド等教材の準備。この場合、過去の航空事故の資料を十分に活用する。

#### 5 主要教育事項

別表第1に掲げるとおりとする。

#### 6 実施方法

訓練項目、主要教育事項、配分時間等を明らかにした教育計画を作成し、当該計画に基づいて教育する。

### 第3 低圧室飛行

#### 1 課目ねらい

高度の人体に及ぼす影響、特に、低酸素及び低圧の障害に対処する方法を修得させる。

#### 2 実施担当者

訓練主務者

#### 3 実施場所

低圧訓練装置又は瞬間減圧装置の設置されている場所とする。

#### 4 準備事項

##### (1) 緊急時における処置手順

低圧室要員及び被訓練者に対し、緊急時の場合に処置を必要とする手順について、ブリーフィングを実施する。

##### (2) 低圧訓練装置等の点検

低圧訓練装置等の制御、通信、酸素供給の各系統及び酸素マスクを定められた手順により点検する。

##### (3) 被訓練者の健康状況の点検

被訓練者の健康状況を低圧室飛行前身体検査表と照合し、異常の有無を点検する。この場合、低圧室飛行の可否について疑問がある場合には医官等の診断付し、その判定に従う。

## 5 低圧室訓練事項

次の各号に掲げる低圧室飛行の訓練項目については、当該各号に示すところによる。

- (1) I型飛行 別表第2
- (2) II型飛行 別表第3
- (3) 急減圧飛行 別表第4

## 6 実施方法

- (1) 航空用個人装具を装着した被訓練者を低圧訓練装置の訓練席に位置させ、それぞれの訓練項目ごとに前項に規定するところにより教育する。ただし、訓練主務者は、状況により飛行型式、上昇率、下降率、高度及び停止時間の一部を変更することができる。
- (2) 低圧室要員の業務区分等は、別表第6を基準とする。ただし、低圧室飛行その他の状況により、同表によりがたい場合には、訓練主務者の定めるところによる。
- (3) 低圧室要員及び被訓練者の配置については、原則として別図を基準とする。

## 第4 夜間視訓練

### 1 課目のねらい

夜間の高空飛行における眼の生理学的機能を理解させるとともに、必要とする処置の要領を修得させる。

### 2 実施担当者

本則第6条に規定するところによる。

### 3 実施場所

換気装置のある暗室とする。

#### 4 準備事項

電気光神計、豆ランプ等の器材の準備

#### 5 主要教育事項

- (1) 暗順応の所要時間、効果及び消失
- (2) 暗所における色覚の喪失及びプルキニエ現象
- (3) 暗夜の目標探索方法
- (4) 中心暗点の存在及び周辺視野の利用
- (5) 自動運動対策
- (6) 赤レンズ及び赤色光の暗順応維持作用

#### 6 実施方法

被訓練者を暗室に入れて教育する。また、夜間飛行時における視機能等の生理学的機能を体験させる。

### 第5 射出座席訓練

#### 1 課目のねらい

航空機とう乗員に対して、射出前の手順について適切な訓練を実施し、実際の射出時の感覚を与え、射出に対する不安を取り除き、射出に関する識能を体得させる。

#### 2 実施担当者

本則第6条に規定するところによる。

#### 3 使用器材

射出座席訓練装置9E6型JLPによる、

#### 4 主要教育事項

- (1) 射出時の傷害



(2) 射出時の姿勢

(3) 射出手順

(4) 射出感覚

## 5 実施方法

航空医学実験隊司令の定めるところによる。

別表第1

航空生理学等主要教育事項

項目 番号	訓練項目	主要教育事項
1	大気の物理的性質	(1) 大気の組成及び大気層の分類（対流圏、成層圏、イオン圏及び外層圏） (2) 気圧、気温と高度との関係 (3) 期待の法則（ボイル、ダルトン、ヘンリー及びチャールスの各法則）及び当該法則の航空生理における意義
2	呼吸及び循環	(1) 呼吸、循環器の機能 (2) 血液の機能 (3) 外呼吸と内呼吸 (4) 酸素の必要性
3	低酸素症	(1) 低酸素症の定義分類及び発生機序 (2) 低酸素症の主要症状 (3) 有効意識時間 (4) 低酸素症に対する処置 (5) 過呼吸症
4	減圧症	(1) 減圧症の定義分類及び発生機序（相対的圧力変化及び組織内容存ガス気ほう化） (2) 減圧症の主要症状及び発病に関する要因 (3) 減圧症の予防
5	加速度	(1) 加速度の定義、分類及び関係用語の意義 (2) 加速度の人体に及ぼす影響（+G Z、-G Z 主要症状及び衝撃の影響） (3) 対策処置（姿勢、M-1 運動、L-1 運動、耐G服、保護ヘルメット、ラップベルト及びハーネス）
6	視覚及び夜間視力	(1) 視器の構造と機能 (2) 酸素と視力の関係

		(3) 夜間視力
7	飛行錯覚	(1) 平衡感覚器と機能 (2) 眼性、内耳性、体感覚及び混合性錯覚の例並びにその対策 (3) 体験
8	事故と不摂生	(1) 薬、疲労、アルコール、たばこ及び低血糖の影響 (2) 飛行との関係
9	脱出及び保命	(1) 射出座席の原理、操作方法及び脱出時の注意事項 (2) 高々度脱出（開さんショック、寒冷及び低酸素症の対策並びに脱出用酸素ボンベの使用法） (3) 落下さんの原理、装着及び使用法 (4) 着地及び着水要領並びに降下時の注意事項 (5) 陸上及び水中における保命法並びに装備品の使用法
10	酸素装置	(1) 酸素マスク、入酸素レギュレーター及び酸素シリンダーの原理構造、性能及び使用法 (2) 飛行中の酸素装置の点検法及び酸素持続時間 (3) 緊急時における処置要領
11	与圧室及び急減圧	(1) 与圧室の原理及び与圧値 (2) 急減圧の原因及び発生時の徴候 (3) 急減圧の人体に及ぼす影響 (4) 急減圧の発生時の処置及び注意事項
12	加圧呼吸	(1) 加圧呼吸の目的及び高度による加圧値 (2) 加圧呼吸の人体に及ぼす影響（疲労、発声障害及び加圧呼吸の限界） (3) 加圧呼吸の方法
13	騒音	(1) 航空機騒音の地上分布 (2) 騒音の人体に及ぼす影響 (3) 騒音に対する防護

別表第2

I型飛行（高度36,000フィート）

区分	飛行型式			主要教育事項	備考
	高度（フィート）	所用時間（分）	速度（フィート / 分）		
1	地上	15		(1) 脱窒素 (2) 飛行前酸素装置の点検	PRICEチェックについて説明
2	8,000 に上昇	2	4,000	(1) 耳管通気検査 (2) 気圧変化の鼓膜及び副鼻腔に及ぼす影響	(1) 低圧室内飛行中は被訓練者にトルソーハーネスを着けさせる。 (2) 異常所見のあるものは、訓練を中止する。
3	8,000 に停止	1			
4	2,000 に降下	2	4,000	耳管通気要領訓練	
5	36,000 に上昇	8	3,000 ～4,000	(1) 航空生理 高度と気圧の関係、低酸素症、減圧症の原因、症状対策及び各高度における症状 (2) 酸素装置 飛行中の酸素装置の点検法 29,000 フィートから加圧の確認をさせる。	(1) 上昇中は100パーセント酸素吸入 (2) 主室操作員は、5,000 フィートごとに高度を連絡する。 (3) 30,000 フィートを超えると副室室内員は副室に入りドアを閉める。
6	36,000 に停止	1		加圧呼吸訓練（テストスイッチにより加圧し、加圧呼吸の体験）	体内ガスの膨張に注意する。
7	30,000 に降下	1	3,000 ～4,000		
8	30,000 に停止	3		低酸素症の体験 被訓練者2名に体験させる。	(1) オートミックスレバーの位置をNORMALにする。

				<p>マスクを外し、筆記、計算、手指の運動等の作業を行わせて監察する。</p> <p>筋肉運動の失調、判断力低下等の症状が現れた場合は、マスクをつけ、100パーセント酸素を数分間吸入させる。回復後体験者に自覚症を語らせる。</p>	<p>(2) 30,000フィートにおける有効意識時間は1分30秒</p> <p>(3) 症状が重篤にならないうちにマスクを着ける。</p> <p>(4) 記録係はマスクを外して10秒ごとに時間を知らせる。</p>
9	25,000 に降下	2		<p>飛行中の次の事項の点検等の要領</p> <p>(1) 症状の有無</p> <p>(2) マスク及びレギュレーター</p> <p>(3) 100パーセント酸素レバーの位置</p> <p>(4) 飛行中の酸素系統</p>	<p>酸素系統の点検ひん度10,000 フィートから20,000 フィートまでは30分ごと</p> <p>25,000 フィート以上は10分ごと</p>
10	25,000 で停止	20		<p>低酸素症の体験（先に行った2名以外の者2名1組を対象とする。）</p> <p>(1) 2名のうち1名にマスクを外させ作業を行わせる。その間他の1名によく観察させ、低酸素症の症状が重傷にならないようにマスクをつけさせる。</p> <p>(2) 次に交代して同様のことを行わせる。</p> <p>(3) 有効意識時間の測定</p>	
11	18,000 に降下	3	3,000 ~4,000	<p>(1) 低酸素症と視力の低下</p> <p>(2) 夜間飛行の際の注意</p> <p>(3) 酸素の重要性</p>	<p>20,000 フィートを通過するとマスクを外す。</p>
12	18,000 に停止	10		<p>視力低下の体験</p> <p>(1) 室内の電灯を暗くした後、検査用カードを渡して読めるところまで読ませる。</p> <p>(2) 次にマスクをつけ100</p>	

				パーセント酸素を吸入すると視力が向上することを体験させる。	
13	地上へ降下	5	3,000 ～4,000	<p>教育内容の復習</p> <p>(1) 低酸素症及び減圧症の症状対策</p> <p>(2) 緊急時の処理</p> <p style="padding-left: 2em;">マスクの故障及びレギュレーターの故障</p> <p>10,000 フィート以上で酸素マスクの装着脱訓練及びヘルメットバイザーの取扱法の訓練</p>	10,000 フィート以下では酸素吸入の必要はない。

別表第3

## II型飛行（高度36,000フィート）

区分	飛行型式			主要教育事項	備考
	高度（フィート）	所用時間（分）	速度（フィート／分）		
1	地上	15		(1) 脱窒素 (2) 飛行前酸素装置の点検	PRICEチェックについて説明
2	8,000 に上昇	2	4,000	(1) 耳管通気検査 (2) 気圧変化の鼓膜及び副鼻腔に及ぼす影響	(1) 低圧室内飛行中は被訓練者にトルソーハーネスを着けさせる。 (2) 異常所見のあるものは、訓練を中止する。
3	8,000 に停止	1			
4	2,000 に降下	2	4,000	耳管通気要領訓練	
5	30,000 に上昇	7	3,000 ～4,000	(1) 航空生理 高度と気圧の関係、低酸素症、減圧症の原因、症状対策及び各高度における症状 (2) 酸素装置 飛行中の酸素装置の点検法 29,000 フィートから加圧の確認をさせる。	(1) 上昇中は100パーセント酸素吸入 (2) 主室操作員は5,000 フィートごとに高度を連絡する。
6	30,000 に停止	1		(1) 体の状況 (2) レギュレーターの作動点検	(1) 30,000 フィートを超えると副室室内員は副室に入りドアを閉める。 (2) 副室操作員はドア閉鎖確認後、25,000 フィートまで降下待機
7	36,000 に上昇	2	3,000 ～4,000		

8	36,000 に停止	3		(1) 加圧呼吸訓練 (2) 自由落下についての注意 呼吸要領及び注意事項について説明	
9	25,000 に自由落下	1			約1分間で 25,000 フィートに降下のこと。
10	25,000 で停止	20		低酸素症の体験 被訓練者全員に体験させる。(2名1組で実施する。) (1) 2名のうち1名にマスクを外させ筆記、計算、手指の運動等の作業を行わせる。その間他の1名によく観察させ、筋肉運動の失調、判断力低下等の症状が現れた場合はマスクをつけさせ、100パーセント酸素を数分間吸入させる。 (2) 次に交代して同様のことを行わせる。 (3) 有効意識時間の測定	(1) 25,000フィートにおける有効意識時間は2分～3分 (2) 症状が重篤にならないうちにマスクを着ける。 (3) 記録係はマスクを外して10秒ごとに時間を知らせる。
11	14,000 に降下	2	3,000 ～4,000		
12	14,000 に停止	5		脱出用酸素シリンダーの使用訓練	レギュレーターホースとマスクホースがディスコネクトしないと呼吸困難になることを体験させる。
13	地上へ降下	5	3,000 ～4,000		



別表第4

急減圧飛行（高度22,000フィート）

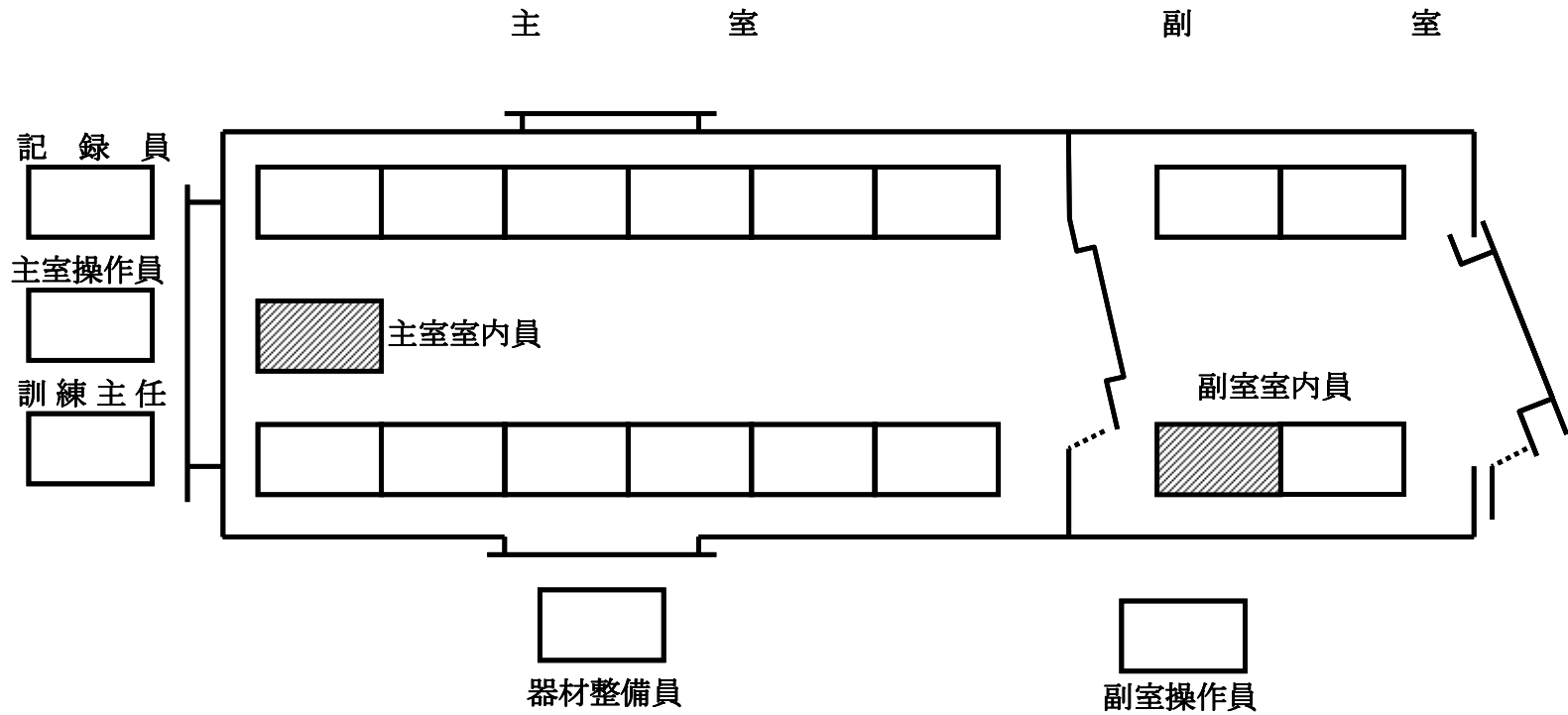
区分	飛行型式			主要教育事項	備考
	高度（フィート）	所用時間（分）	速度（フィート／分）		
1	8,000 に上昇	2	4,000	(1) 急減圧の原因 人体に及ぼす影響、対策等 (2) 急減圧時の注意事項 (息を止めないこと。)	(1) 初めに急減圧飛行の内容につき説明しておく。 (2) 主室の高度を急減圧後 22,000 フィートになるように上げる。 (3) マスクは着けておく。
2	22,000 に急減圧	1		(1) 急減圧後直ちに酸素システムの点検 (2) 異常の有無を点検する。	(1) 8,000 フィートと 22,000 フィートの圧力差は4.7PSi (2) 被訓練者には事前に知らせず、低圧室要員間で連絡をとって行う。 (3) 副室操作員は急減圧後の高度を副室室内員に連絡する。
3	10,000 に降下	3	3,000 ～4,000	(1) 急減圧の影響の大小に関する要素 (2) 各高度で急減圧が起こったときの処置	10,000 フィートを通過するとマスクを外す。
4	地上に降下	3	3,000 ～4,000		

別表第5

低圧室要員の業務区分等

No.	業務区分	業務内容	摘要
1	訓練主務者	(1) 低圧室要員の指揮及び訓練全般の監督 (2) 医官又は部外の医療機関との連絡 (3) 訓練事故発生時の所要の処置の実施及び報告	
2	訓練主任	(1) 低圧室飛行前のブリーフィングの実施 (2) 訓練主務者の指揮に基づく飛行速度及び高度等の指示 (3) 主要教育事項に関する教育の担当	教育は、他の者に担当させることもできる。
3	主室室内員	(1) 酸素マスクの適合及び酸素装置の点検の指導 (2) 低圧室飛行中の症状発生者に対する処置の実施 (3) 被訓練者の観察 (4) 訓練事故時の処置	
4	副室室内員	(1) 酸素マスク適合等の補佐 (2) 症状発生者の副室内への収容	
5	主室操作員	低圧室（主室）の操作	
6	副室操作員	(1) 低圧室（副室）の操作 (2) 低圧室のドアの開閉	
7	器材整備員	(1) 低圧室飛行前酸素装置低圧室装置及び真空ポンプ通信装置の点検 (2) 高圧酸素ポンベの一次圧の確認 (3) 高圧酸素ポンベからの低圧室に通ずる酸素の二時圧（70～140Psi）の調節 (4) 使用中の高圧酸素ポンベ及び予備ポンベの標識の取付け (5) 低圧室飛行後の酸素ポンベの圧力の記録 (6) 急減圧飛行の場合空気タンクの圧力の点検 (7) 真空ポンプの操作の担当	
8	記録員	(1) 低圧室飛行記録用資料の作成 (2) 高度計及び水銀マンオメーターの気圧のセット (3) 被訓練者識別票の交付	

# 低圧室要員及び被訓練者の配置



注：室内の  は、被訓練者の座席を示す。